

(3) 充実した支援体制の整備

ア 幼稚園から高等学校段階までの校内支援体制整備

文部科学省では、障害のある子供に対する特別支援教育を充実するため、学校における支援体制の整備や留意事項などを示し、学校や教育委員会などの取組を促進しており、障害のある子供への支援体制の整備、巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施、関係機関との連携など、支援体制整備の推進に係る経費の一部を補助している。

平成29（2017）年度特別支援教育体制整備状況調査によると、小・中学校においては、「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」の指名といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画」の作成、「個別の教育支援計画」の作成についても着実な取組が進んでいる。また、幼稚園・高等学校における体制整備は進みつつあるものの、小・中学校に比べると課題が見られる（図表3-2）。このため、文部科学省では、幼稚園段階からの支援の強化に向け、障害のある子供に対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を推進するため、教育と保育、福祉、保健、医療等の連携推進、情報提供等の取組に対する支援を実施している。

また、発達障害を始め障害のある子供への支援における教育と福祉の連携については、学校と障害福祉サービス事業者との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されていることから、各自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、文部科学省と厚生労働省の両省による「トライアングル」プロジェクトを平成29年12月に設置し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策について検討を行った。

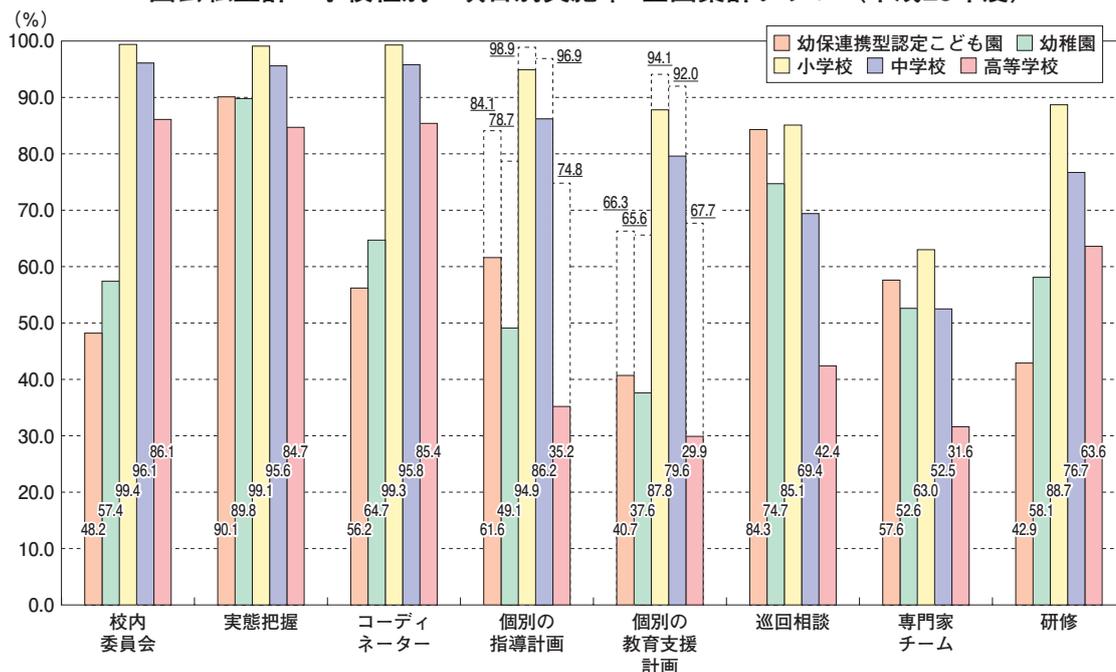
さらに、公立幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある子供をサポートする「特別支援教育支援員」の配置に係る経費が各市町村に対して地方財政措置されている。

■ 図表3-2 学校における特別支援教育体制整備状況

①全国公立学校における配置・作成項目別 学校種別 実施率（平成29年度）

▶小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・学校種別・項目別実施率-全国集計グラフ（平成29年度）

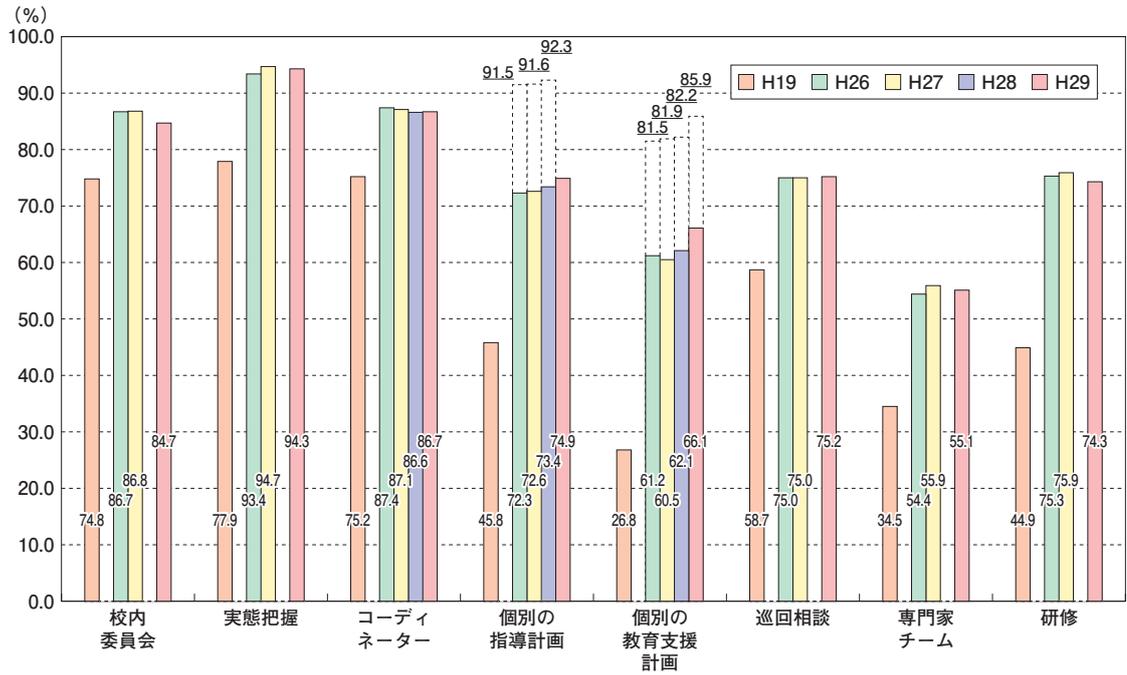


注：点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。
資料：文部科学省「平成29年度特別支援教育に関する調査」

②全国公私立学校における配置・作成項目別 実施率（平成29年度）
幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

▶全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率-全国集計グラフ（平成19～29年度）



注1：点線箇所は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。
注2：平成28年度の調査項目は、「コーディネーター」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」のみ調査対象。
資料：文部科学省「平成29年度特別支援教育に関する調査」

図表3-3

切れ目ない支援体制整備充実事業

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、**I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、II. 特別支援教育専門家等配置 III. 特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

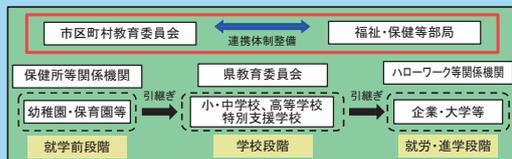
事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

- ◇就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ◇教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組みの整備
- ◇各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組みの整備**
- ◇上記取組における普及啓発

◇福祉・保健部局の申請可 ◇最長3カ年補助

市区町村の連携体制のイメージ図



II 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

・【早期支援】自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学決定の支援を行う。(特別支援学校への配置可)

・【就労支援】特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。等

③ 外部専門家(348人)(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

III 特別支援教育体制整備の推進

① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会を設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

◇補助対象者
都道府県・市区町村
学校法人
(私立特別支援学校等 H30からIIのみ対象)

◇補助率：1/3

TOPICS

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～

発達障害を始め障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところである。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。このような課題を踏まえ、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、平成29（2017）年12月、文部科学省、厚生労働省の両省により家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを発足させた。

本プロジェクトでは、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組についてヒアリングを実施した。

その中で、学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れていないことや、乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者にとって、どこに、どのような相談機関があるかがわかりにくく、必要な支援を受けられていないことがわかった。

このような議論を踏まえ、平成30（2018）年3月、本プロジェクトの報告書を取りまとめ、今後、教育と福祉の連携の促進に向け、文部科学省、厚生労働省が連携して取り組む事項を掲げた。

具体的には、教育と福祉との連携を推進するための方策として、以下の事項等を盛り込んだ。

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別支援計画の活用の促進

また、保護者支援を推進するための方策として、以下の事項等を盛り込んだ。

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

これらについて、各地方自治体の教育委員会、福祉部局、さらには学校と福祉の現場まで共有を図り、支援方策を実現していく。

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

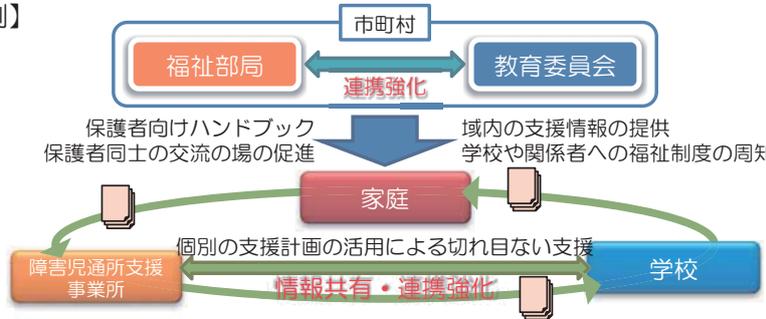
- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

- (厚生労働省)
- 放課後等デイサービスガイドラインの改定
- 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



- (文部科学省)
- 個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
- 保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～の報告を行う高木厚生労働副大臣（左）と丹羽文部科学副大臣（右）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

イ 発達障害のある子供に対する支援

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正（平成18（2006）年）により、幼稚園、小・中・高等学校等のいずれの学校においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定された。

平成28（2016）年6月には発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の一部改正が公布され（同年8月施行）、発達障害児がその年齢・能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することや、支援体制の整備として個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策の推進等が規定された。文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法、②学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方、③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方、⑤学校と福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法に関する研究を実施した。

また、文部科学省と厚生労働省の両省主催で「発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議」を開催した。

ウ 医療的ケアが必要な子供に対する支援

特別支援学校等には、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍しており、学習や生活を行う上で適切に対応することが必要である。

平成23（2011）年6月に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24（2012）年4月から一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになったことを受け、特別支援学校等の教師等についても、制度上実施することが可能となった。

これに関して、文部科学省としては、特別支援学校等において安全かつ適切な医療的ケアを提供するために必要な検討を行うため、平成23年10月より「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」を開催し、特別支援学校等において医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するに当たり留意すべき点等について整理を行い、都道府県・指定都市教育委員会等に通知した（参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1314510.htm）。

また、制度の開始から5年を経て、人工呼吸器の管理を始めとした高度な医療的ケアへの対応や訪問看護師の活用など、新たな課題も見られるようになってきていることから、平成29（2017）年10月に「学校における医療的ケア実施に関する検討会議」を設置し、医療的ケアをより安全かつ適切に実施できるよう、更なる検討を行っている。

平成29年5月1日現在、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が特別支援学校に8,218人、小・中学校に858人在籍しており、文部科学省では、特別支援学校や小・中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師の配置に必要な経費の一部を補助している。また、学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケアの実施体制の充実を図るモデル事業を実施した。

エ 私学助成

私立の特別支援学校、特別支援学級を置く小・中学校及び障害のある幼児が就園している幼稚園の果たす役割の重要性から、これらの学校の教育条件の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、国は経常的経費の一部の補助等を行っている。

オ 家庭への支援等

教育の機会均等の趣旨及び特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減し、その就学を奨励するため、就学のために必要な諸経費のうち、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費等について、保護者の経済的負担能力に応じて、その全部又は一部を助成する特別支援教育就学奨励費が保護者に支給されている。